

令和8年度和木町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。（以下「障害者優先調達推進法」という。））」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、優先調達の推進を図るものである。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針は、町のすべての組織での物品又は役務（以下「物品等」）の調達とする。

4 調達の目標

令和8年度の目標額は、300,000 円とする。

5 調達の推進方法

調達の推進のため、保健福祉課は各所属に対し、障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を提供する。

各所属は、調達を行う際には、仕様書・納期や納入方法など施設の特性に配慮した設定に努めることとする。

6 調達の実施

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適当な執行に配慮しながら、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

7 調達実績の公表

今年度終了後、速やかに調達の実績を取りまとめ、公表する。